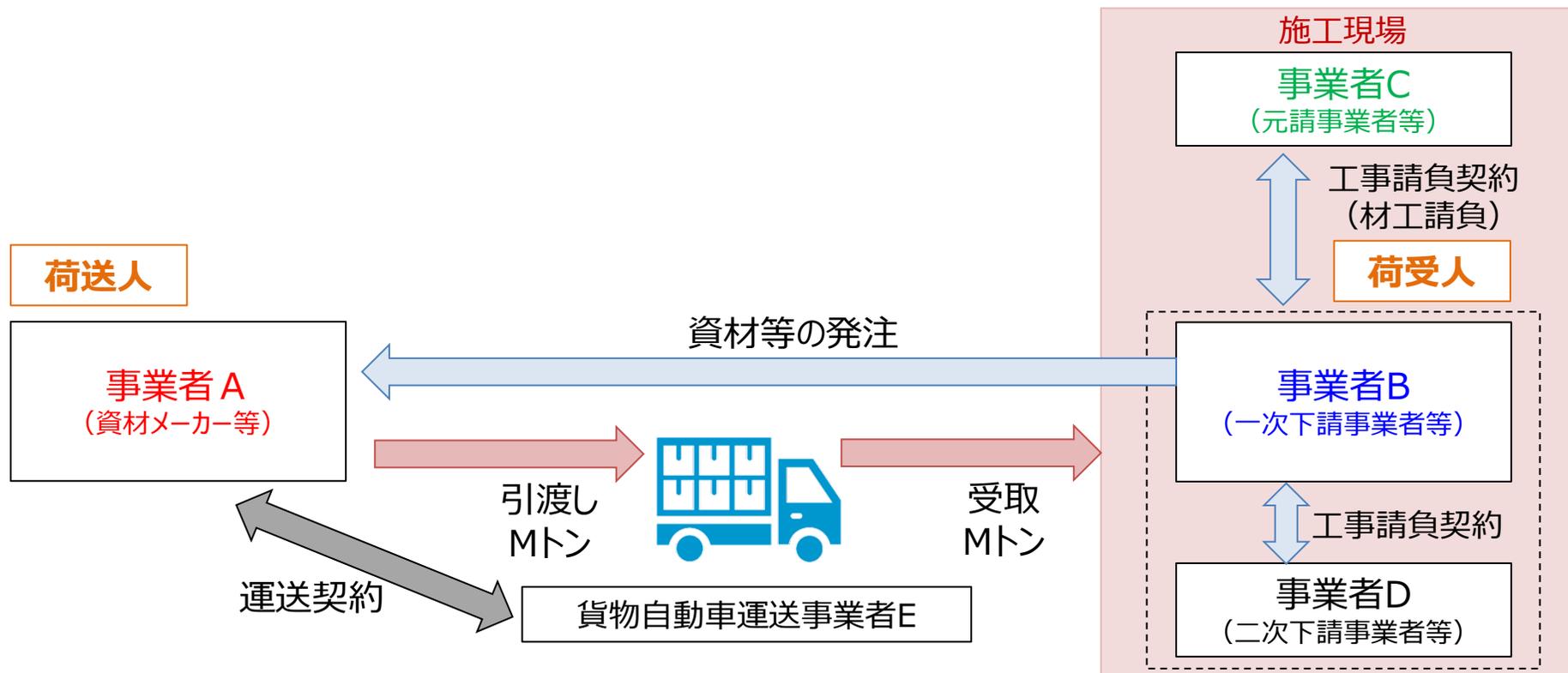


3-0. 材工請負

- 施工現場において使用する資材等について、**下請（材工請負）事業者が発注し、資材メーカー等が**運送契約を締結して施工現場に配送、**下請事業者が受け取る場合は、資材メーカー等が第一種荷主、資材等を発注した下請事業者が第二種荷主に**該当する。

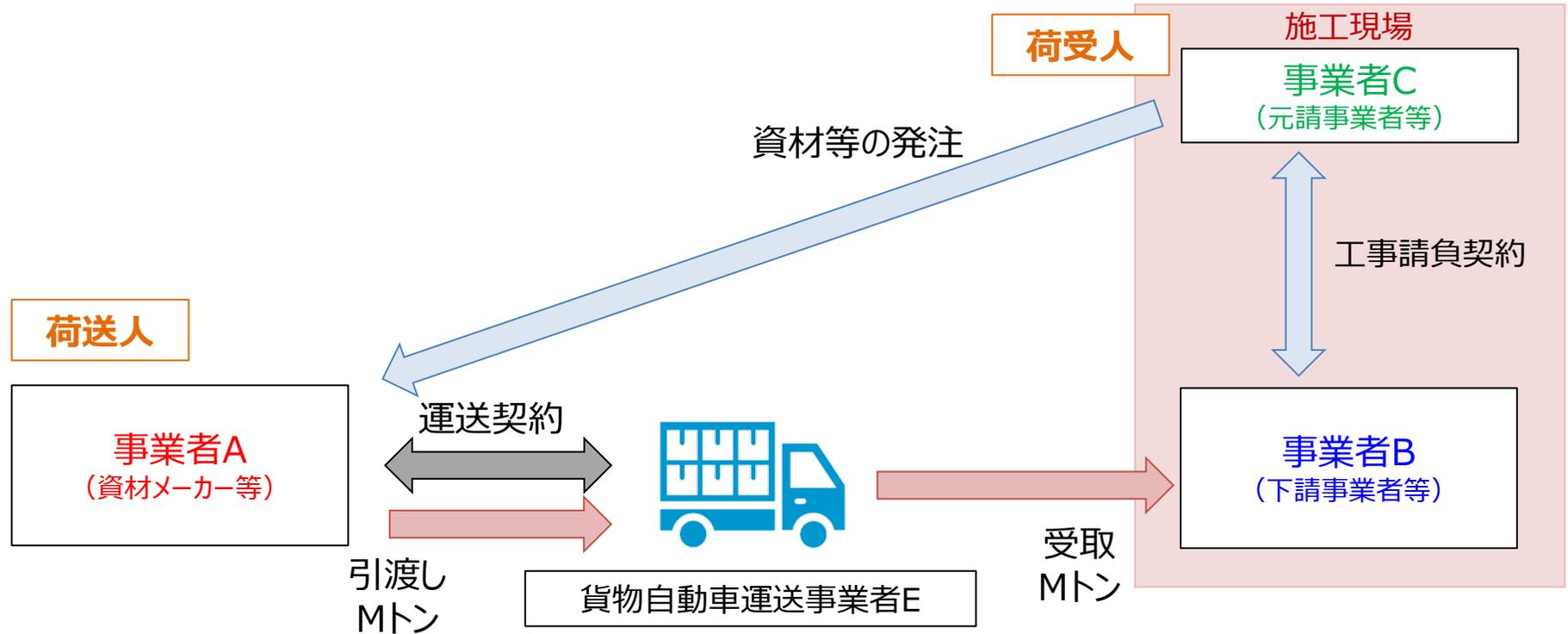


第一種荷主：事業者A
【Mトン】

第二種荷主：事業者B
【Mトン】

3-0. 元請事業者が資材等を発注している場合

- 施工現場において使用する資材等について、**元請事業者**が発注し、**資材メーカー等**が**運送契約**を締結して施工現場に配送、**下請事業者**が受け取る場合は、**資材メーカー等**が**第一種荷主**、**元請事業者**が**第二種荷主**に該当する。



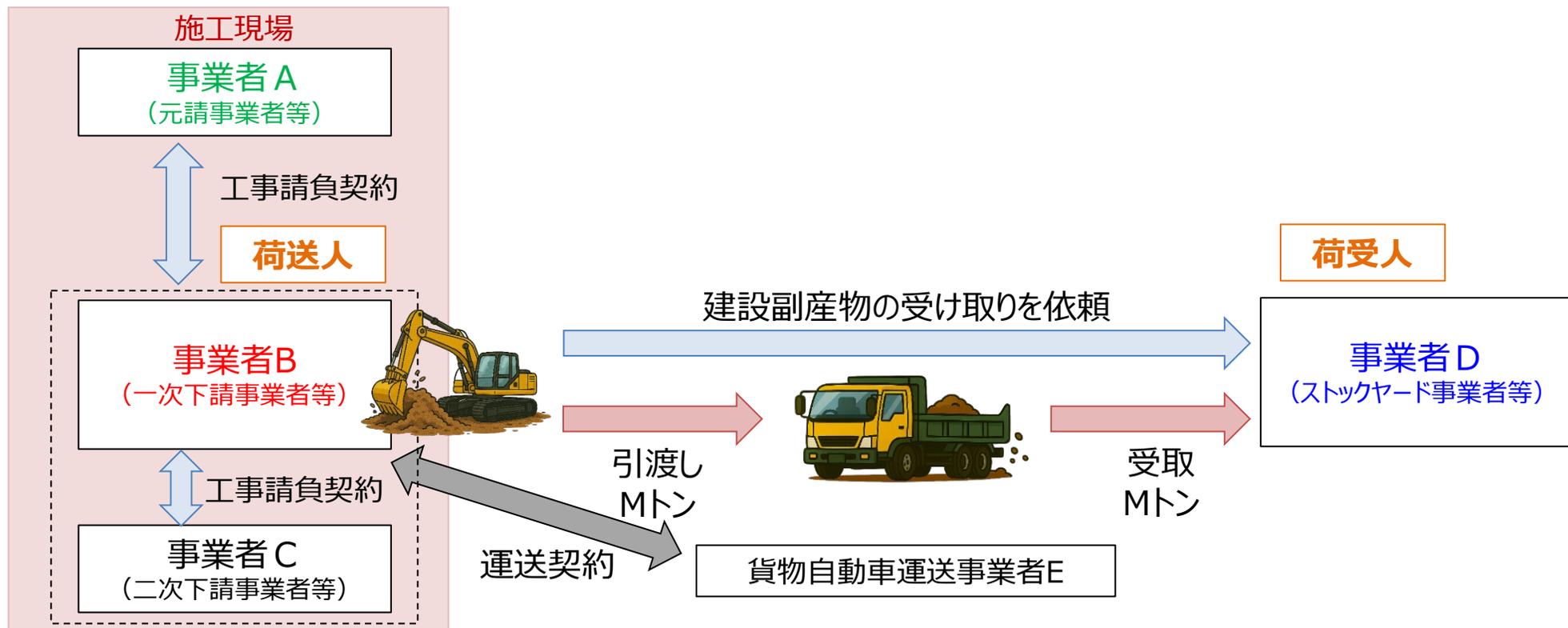
第一種荷主：事業者A
【Mトン】

第二種荷主：事業者C
【Mトン】

※事業者Cは、事業者Bに「運転者から受け取らせる者」であるので、第二種荷主に該当する。

3-0. 建設工事の中での発生材の運送 (貨物自動車運送事業者に依頼)

- 建設工事にて発生した副産物（土砂など）の運搬について、**建設工事請負事業者が貨物自動車運送事業者と運送契約を締結してストックヤードなどに配送する場合は、建設工事請負事業者が第一種荷主、ストックヤード事業者が第二種荷主に該当する。**



第一種荷主：事業者B
【Mトン】

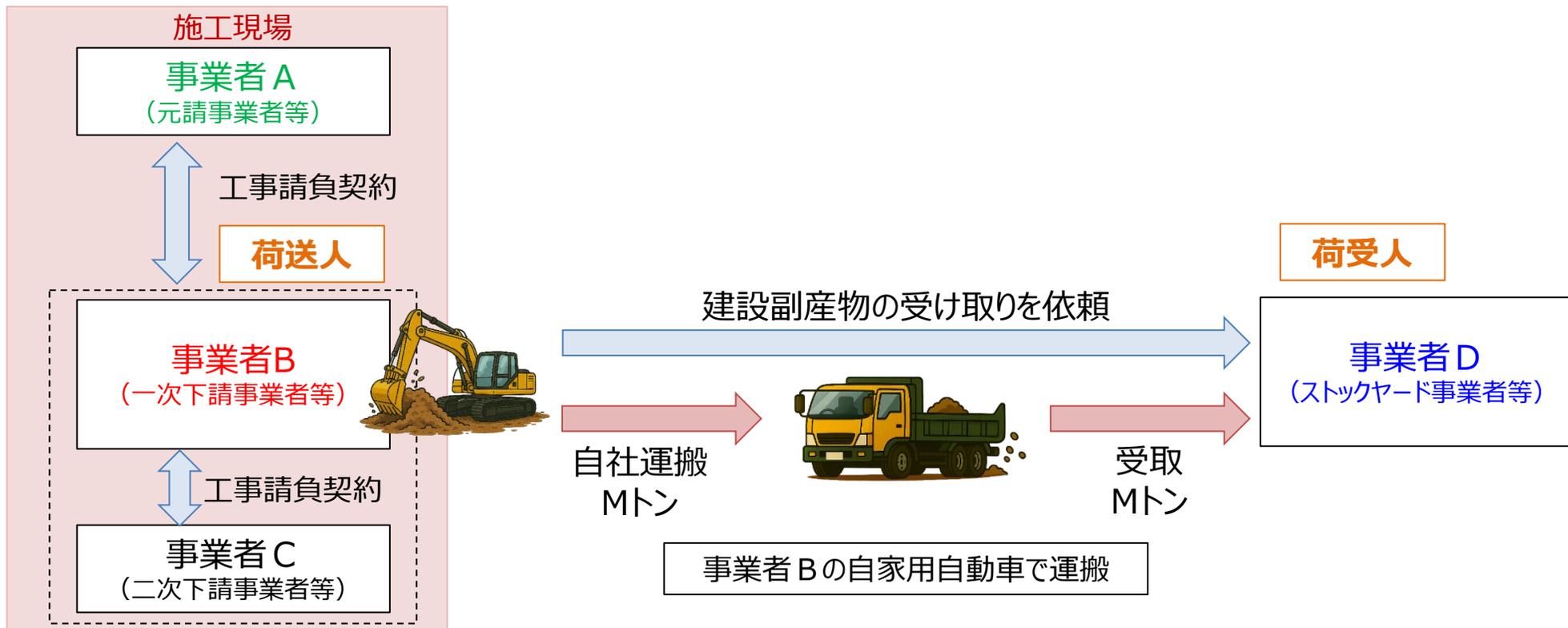
*運送契約を結んだ者がBであるため

第二種荷主：事業者D
【Mトン】

*他社の運転手から受け取っているため

3-0. 建設工事の中での発生材の運送 (工事請負契約に付随して自社自動車で運送)

- 建設工事にて発生した副産物（土砂など）の運搬について、**建設工事請負事業者**が請負工事に付随して請負人の自家用自動車でストックヤードなどに運送する場合は、**第一種荷主は該当無し、ストックヤード事業者が第二種荷主に該当する。**

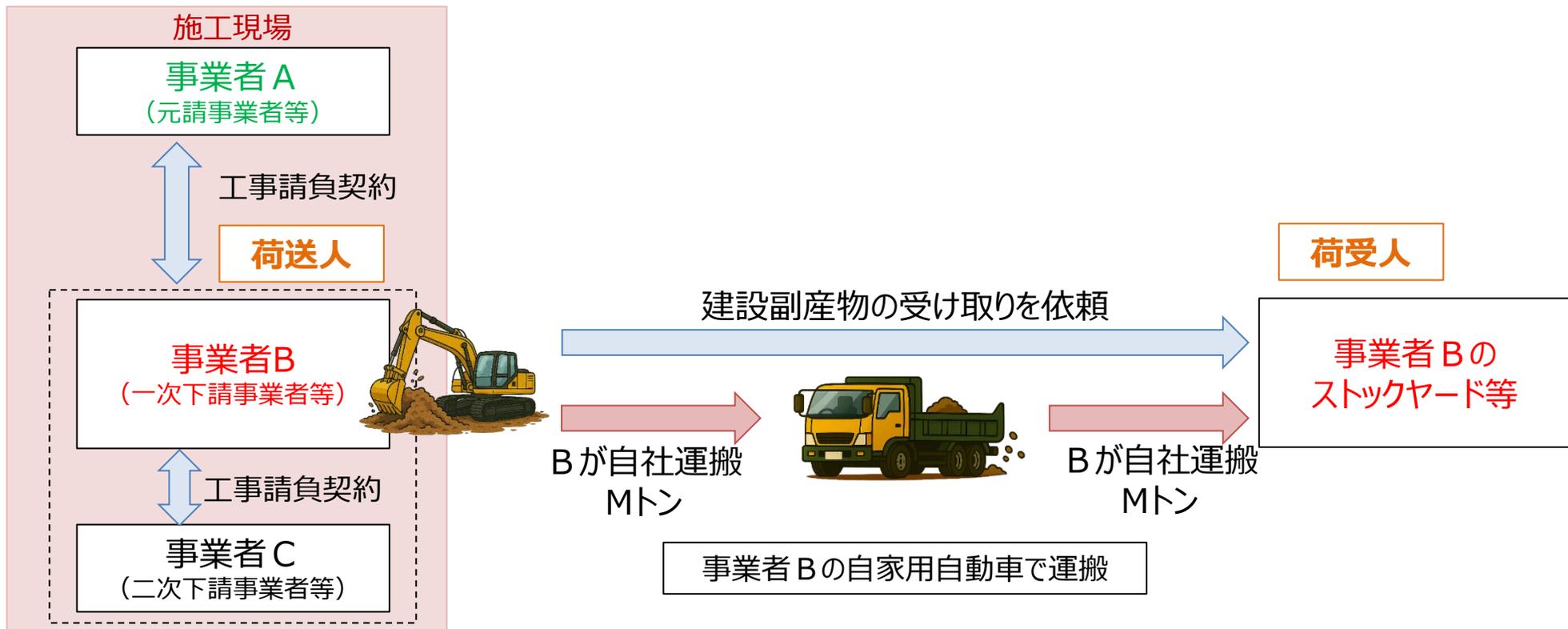


第一種荷主：該当無し
*自社トラックで運搬しているため

第二種荷主：事業者D
【Mトン】
*他社の運転手から受け取っているため

3-0. 建設工事の中での発生材の運送 (工事請負契約に付随して自社自動車で自社施設へ運送)

- 建設工事にて発生した副産物（土砂など）の運搬について、**建設工事請負事業者**が請負工事に付随して請負人の自家用自動車で、請負人が運営するストックヤードなどに運送する場合は、第一種荷主、第二種荷主ともに該当無し。

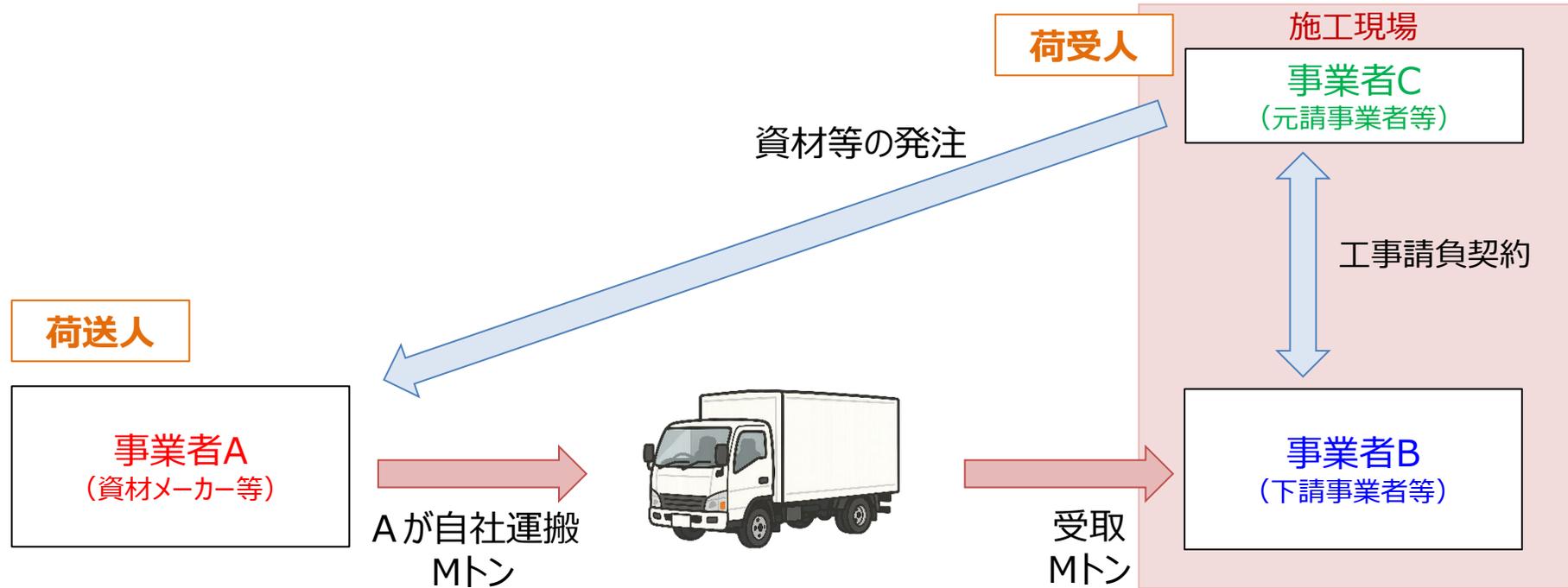


第一種荷主：該当無し
*自社トラックで運搬しているため

第二種荷主：該当無し
*自社の運転手から受け取っているため

3-0. 元請事業者が資材等を発注している場合 (資材メーカーが自社自動車で現場に運搬)

- 施工現場において使用する資材等について、**元請事業者**が発注し、**資材メーカー等**が自家用自動車で施工現場に運送、**下請事業者**が受け取る場合は、**第一種荷主**は該当なし、**元請事業者**が**第二種荷主**に該当する。



第一種荷主：該当無し
*自社トラックで運搬しているため

第二種荷主：事業者C
【Mトン】

※事業者Cは、事業者Bに「運転者から受け取らせる者」であるので、第二種荷主に該当する。